



2021年11月9日
株式会社 COLORS

国土交通省の告示による賃貸住宅管理業者登録制度

「賃貸住宅管理業者」登録完了のお知らせ

株式会社 COLORS（代表取締役：青木 誠、本社：東京都千代田区）では国土交通省の賃貸住宅管理業者登録制度の開始に伴い申請しておりました賃貸住宅管理業者登録につきまして、令和3年10月26日付けで登録が完了いたしましたことをご知らせいたします。

この制度は、賃貸住宅管理業務の適正化を図るため、国土交通省の告示による賃貸住宅管理業の登録制度として施行されたものです。令和2年に「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が公布され、令和3年6月15日から賃貸住宅管理業の登録が義務化されました。

賃貸住宅管理業務に関して、一定のルールを設けることで、貸主様・借主様双方の利益確保を図り、また、登録事業者を公表することにより、消費者は管理業者や物件選択の判断材料として活用することが可能となります。

COLORS では、引き続きお客様に安心安全な不動産取引をご提供できるよう、より一層のサービス充実と向上に努めてまいります。

【賃貸住宅管理業者登録の概要】

登録年月日	令和3年10月26日
登録番号	国土交通大臣（02）第002215号
登録の有効期間	令和3年10月27日 から 令和8年10月26日 まで

< 本件に関するお問い合わせ先 >

株式会社 COLORS マーケティング戦略部

広報担当：西川（ニシカワ）

TEL：03-6206-0345 FAX：03-6206-0346

Mail：m.nishikawa@colors-group.jp